

# 設備投資減税に関するQ & A

## 2019年4月25日版

このQ&Aは、リースで導入した設備について、設備投資減税をご利用いただく際の一般的な留意事項を整理したものです。随時更新をいたします。

### 【国税】2019年度改正

Q1 2019年度における設備投資減税制度の改正内容を教えてください。

A 適用期間の延長・拡充、中小企業者等の定義の改正が行われました。

#### <延長・拡充【国税】>

- 地域未来投資促進税制（設備投資減税のご案内パンフレット（2019年度版）4頁）
  - ✓ 適用期間が2021年3月31日まで延長されました。また、一定の条件を満たした場合は、税額控除率が5%に拡充されました。

#### <延長【国税】>

- 中小企業経営強化税制（設備投資減税パンフレット（2019年度版）2頁）
- 中小企業投資促進税制（設備投資減税パンフレット（2019年度版）2頁）
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（設備投資減税パンフレット（2019年度版）3頁）
- 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（設備投資減税パンフレット（2019年度版）5頁）
  - ✓ 適用期間が2021年3月31日まで延長されました。

#### <中小企業者等の定義【国税】>

- ✓ 「中小企業者等」の定義が改正され、大法人と完全支配関係がある場合は中小企業経営強化税制等の適用ができません。

改正後	改正前
(1)常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人	(1)常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
(2)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 *大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人を除く。 *大法人（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人）と完全支配関係がある場合を除く。	(2)資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 *大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人を除く。
(3)資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人	(3)資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人
(4)農業協同組合等	(4)農業協同組合等

注) 2019年度から、「中小企業者等」の要件を満たしても、課税所得（過去3年間平均）が15億円超となる場合は、「適用除外者」となり、中小企業経営強化税制等の適用ができません。

## 【地方税】2019年度改正

**Q2** 2019年度における固定資産税特例措置の改正内容を教えてください。

**A** 中小企業経営強化法に基づく固定資産税特例措置は、2019年3月31日をもって終了しました。

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置は、2021年3月31日まで適用できます。

## 【国税】税額控除制度

**Q3** 税額控除制度とはどのような制度か教えてください。

**A** 対象設備を事業の用に供した年度の所得に対する法人税額または所得税額から対象設備の取得価額に応じた額を控除できる制度です。

**Q4** 税額控除制度を利用する場合の手続きを教えてください。

**A** 税務申告が必要です。確定申告書等に取得価額・控除金額の計算に関する明細書等の書類を添付して申告します。また、税額控除制度を利用するためには、青色申告書を提出する必要があります。

**Q5** 所有権移転外ファイナンス・リース取引とはどのような取引なのか教えてください。

**A** 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、以下の①と②の要件を満たす取引（法人税法第64条の2）で、リース期間終了後の無償譲渡条件などが付されていない取引です。一般的なリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当します。

① 賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであることまたはこれに準ずるものであること。

② 賃借人（ユーザー）が賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受ことができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

**Q6** 所有権移転外ファイナンス・リース取引で設備を賃借していますが、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できる理由を教えてください。

**A** 2008年4月1日以後に契約する所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税法上、売買取引があったものとして法人税額又は所得税額の計算を行います。これにより、税法上は賃借人（ユーザー）が設備を取得したものとして取り扱われることから、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できます。なお、オペレーティング・リース取引で導入した設備は税額控除制度の利用ができません。

**Q7** すべての事業者が税額控除制度を利用することができますか。

**A** 指定事業が定められている制度があります。このような制度では、対象設備を指定事業の用に供する必要があります。

〈中小企業経営強化税制の指定事業〉

下記の中小企業投資促進税制の指定事業または商業・サービス業・農林水産業活性化税制の指定事業

〈中小企業投資促進税制の指定事業〉

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店営業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業（物品賃貸業、娯楽業〔映画業を除きます。〕を除きます。）

〈商業・サービス業・農林水産業活性化税制の指定事業〉

卸売業、小売業、農業、林業、漁業、水産養殖業、情報通信業（特定情報通信業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業（旅館業及びホテル業、左記以外の宿泊業）、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業〔映画業を除きます。〕、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除きます。)

以上